

# 熊本県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要領

## 第1 目的

この要領は、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成29年8月3日障発0803第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「運営要領」という。）の10に基づき、熊本県知事（以下「知事」という。）が、熊本県強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（以下「基礎研修」という。）及び熊本県強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（以下「実践研修」という。）を実施する者（以下「事業者」という。）の指定に関し必要な事項を定める。

## 第2 指定に関する要件

知事は、指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、指定を行うものとする。

### 1 事業実施者に関する要件

- (1) 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 当該指定に係る事務所の所在地が、熊本県内であること。

### 2 事業内容に関する要件

#### (1) 基礎研修

##### ① 目的

強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする。

##### ② 研修対象者

原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者とする。

##### ③ 研修内容等

標準的なカリキュラムは、運営要領別紙1のとおりであり、この内容以上のものとする。なお、受講者の希望などを考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することも差し支えないものとする。

演習については、1組7名程度に分けて実施すること。

##### ④ 研修講師

研修講師は、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、基礎研修を教授するのに適当な者とする。職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。

なお、講師は、国基礎研修を修了した者を中心とすること。

## (2) 実践研修

### ① 目的

強度行動障害を有する者に対し、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする。

### ② 研修対象者

基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者とする。

### ③ 研修内容等

標準的なカリキュラムは、運営要領別紙2のとおりであり、この内容以上のものとする。なお、受講者の希望などを考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することも差し支えないとする。

演習については、1組7名程度に分けて実施すること。

### ④ 研修講師

研修講師は、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有し、適切な支援計画を作成することが可能な者で、実践研修を教授するのに適当な者とする。職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。

なお、実践研修における講師は、国実践研修を修了した者を中心とすること。

(3) 運営要領及び本要領に定める内容に従い、研修事業を継続的に毎年1回以上実施すること。

## 3 研修受講者に関する要件

(1) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、これを公開すること。

- ① 開講目的
- ② 研修事業の名称
- ③ 実施場所
- ④ 研修期間
- ⑤ 研修カリキュラム
- ⑥ 講師氏名
- ⑦ 研修修了の認定方法
- ⑧ 開講時期
- ⑨ 受講資格
- ⑩ 受講手続（募集要領等）
- ⑪ 受講料等

- (2) 受講者申込方法及び受講者決定方法については、知事と協議すること。
- (3) 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。
- (4) 基礎研修に定めるカリキュラムの全ての講義、演習を修了した者には、別紙1の様式により、修了証書を交付すること。
- (5) 実践研修に定めるカリキュラムの全ての講義、演習を修了した者には、別紙2の様式により、修了証書を交付すること。

#### 4 その他の要件

- (1) 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た受講申込者等に係る秘密の保持について、十分留意すること。
- (2) 研修事業の実施者は、研修受講者が演習等において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

### 第3 指定申請手続等

1 研修事業の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した本研修事業者指定申請書（様式第1号）及び添付書類を、受講者募集を開始する日の2週間前までに、知事に提出すること。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）
- (2) 研修事業の名称及び実施場所
- (3) 事業開始予定年月日
- (4) 学則等
- (5) 研修内容（基礎研修・実践研修の別）及びカリキュラム
- (6) 講師一覧（添付書類1）
- (7) 講師履歴（添付書類2）
- (8) 研修修了の認定方法
- (9) 事業開始年度及び次年度における研修事業に係る収支予算の細目
- (10) 申請者の資産状況
- (11) その他指定に関し知事が必要であると認める事項

2 申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添付すること。

### 第4 指定内容変更の届出

研修事業の指定を受けた者（以下「指定研修事業者」という。）は、申請内容に変更を加える場合には、知事に対し、あらかじめ、本研修変更届出書（様式第2号）により、変更の内容、変更時期及び変更理由を知事に届け出るものとし、第3の1（5）から（8）の事項に変更を加える場合にあっては、変更について知事の承認を受けなければならない。

### 第5 実施計画書の提出

指定研修事業者は、知事に対し、毎年度あらかじめ、本研修事業実施計画書（様式第3号）及び次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 募集要項
- (2) 研修カリキュラム
- (3) 研修日程表
- (4) 当該年度における研修事業に係る収支予算の細目

#### 第6 実績報告書の提出

1 指定研修事業者は、知事に対し、研修事業終了後2か月以内に、本研修事業実績報告書（様式第4号）及び次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 本研修事業修了者名簿（様式第5号）
- (2) 当該年度における研修事業に係る収支決算書

2 指定研修事業者は、知事に対し、当該年度の研修事業終了後、翌年度の4月5日までに、事業報告書（様式第6号）を提出すること。

#### 第7 廃止の届出

指定研修事業者は、研修事業を廃止しようとする場合には、知事に対し、あらかじめ、本研修事業廃止届出書（様式第7号）を提出し、指定の取消しを受けなければならない。

#### 第8 調査及び指導

1 知事は、指定研修事業者に対して、研修事業の実施等に関して必要があると認めるときは、指定研修事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行い、必要に応じて指定研修事業者に対し報告を求めることができる。

また、これにより適正を欠くと認めるときは、指定研修事業者に対して改善指導を行うことができる。

2 知事は、前項に基づく改善指導に指定研修事業者が従わない場合は、改善が認められるまで、研修事業の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ、書面をもって当該事業者に通知するものとする。

#### 第9 指定の取消し

1 知事は、指定研修事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取消すことができる。

- (1) 第2に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (2) 指定申請又は実績報告等において、虚偽の申請又は報告を行ったとき。
- (3) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (4) 第8の1に定める調査に応じなかったとき又は改善指導に従わないとき。
- (5) その他、研修事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき。

- 2 知事は、前項に定める指定の取消しを行う場合においては、あらかじめ書面をもって当該指定研修事業者へ通知するものとする。

#### 第10 聴聞の機会

知事は、第8の2に定める研修事業の中止を求める場合及び第9に定める指定の取消しを行う場合においては、当該指定研修事業者に対して聴聞を行うものとする。

#### 第11 書類の保存

- 1 指定研修事業者は、研修事業に関する書類について、研修が終了した日を起算日として各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 研修修了者名簿 永年

(2) 受講者の研修への出席状況、事業に係る収入、支出の書類 5年間

- 2 知事は、研修事業者の指定状況を記録するため、強度行動障害支援者養成研修事業者一覧（様式第8号）を備えるものとする。

#### 附 則

この要領は平成27年8月18日から施行する。

この要領は平成29年10月2日から施行する。

この要領は令和元年10月1日から施行する。

この要領は令和2年4月1日から施行する。

この要領は令和2年6月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要領は令和3年3月31日から施行する。